

(要領様式第1号)

### 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

元諏地環第35-2号  
令和元年（2019年）12月23日

長野県諏訪地域振興局長

#### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

#### 2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）		
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	有限会社信濃環境衛生舎 代表取締役 早川 秀男 長野県茅野市湖東 6188 番地		
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設設置許可		
条例第33条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	茅野市米沢 1995 番地 1、1995 番地 5	
	② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの移動式破砕施設（固定式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
	③ 廃棄物の処理施設の処理能力	200 t / 日（25 t / h：8 時間稼働）	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧
条例第33条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	（範囲）茅野市米沢埴原田地区 （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	（範囲）茅野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠）条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	（日時）令和2年4月30日（木）午後7時から 令和2年6月30日（火）午後7時30分から 令和2年7月22日（水）午後7時30分から （場所）茅野市米沢 1198 番地イ 茅野市米沢埴原田公民館	

⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 諏訪地域振興局環境課 (期間) 令和元年12月24日(火)～令和2年1月22日(水) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
--------------------------------------	---

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和2年1月22日(水) 提出先 〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644-10 長野県諏訪地域振興局環境課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る。)、氏名及び電話番号は黒塗りをうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。